

「第5次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました

県教育委員会では「第4次長野県子ども読書活動推進計画」(令和2年3月策定)の計画期間終了に伴い、その取組の成果や課題等を踏まえて、このたび「第5次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今後、未来を担う子どもたちが読書を通じて「読むこと」や「知ること」の楽しさを感じ、豊かな感性と確かなリテラシーを身に付け、広い視野を持って社会とつながっていけるよう、本計画の推進を図ってまいります。

1 策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」(以下「推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、令和2年3月に策定した「第4次長野県子ども読書活動推進計画」の取組の成果や課題等を踏まえ、長野県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示すとともに、市町村や学校、読書活動ボランティアをはじめとする子どもの読書活動推進を担う関係者・団体等の指針として策定するものです。

同時に、本計画は推進法第9条第2項の規定により、市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものです。

2 計画期間

令和7年度からおおむね5年間

3 基本理念

「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに



4 推進体制

- 子どもの読書活動推進に関する理解促進のほか社会的気運の醸成・情報発信、計画を踏まえた取組の展開に向けた周知・働きかけ
- 市町村の子どもの読書活動の推進に関する計画の策定・適切な見直しのための助言や情報提供
- 主体となる様々な関係者・団体等が連携・協力し取組を展開していくための枠組みとなる横断的で有機的なネットワークの構築

▼本計画における「読書」の位置づけ

「読書」は多様な目的や形を包含し、印刷された紙の図書だけではなく、電子書籍やインターネット上のコンテンツなど多様な情報源もその対象

- 言葉を学び、感性を磨くとともに、表現力や読解力、論理的な思考力を高められる可能性が広がる
- ・想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付け、それぞれの幸せや生きがいを実感できる「個人のウェルビーイング」の実現につながる

▼計画はこちらからご覧いただけます

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/kodomodokusho/5th-dokushokeikaku.html>



※二次元コード

個人と社会の
ウェルビーイングの実現

～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」を
とことん追求できる「探究県」長野の学び～

第4次長野県教育振興基本計画 推進中!

—長野県教育委員会—



〒180-8585 長野県長野市南千代1-1-1 長野県教育委員会 総務課
〒180-8585 長野県長野市南千代1-1-1 長野県教育委員会 総務課

(問合せ先)

担当 教育委員会事務局生涯学習課
総務担当 馬場、小澤

電話 026-235-7439 (直通)内線 4423

E-mail shogai@pref.nagano.lg.jp